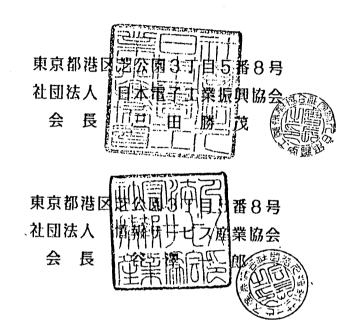
61電子協一総19号情産61-36 昭和61年4月21日

労働大臣林 道 股



要 望 書

我々情報処理サービス産業に携わるメーカ及びソフトウェアハウス業界は、当該産業の発展に貢献し、ひいてはわが国産業全体の発展に寄与するため、幅広い顧客に対し如何に適切なサービスを提供し得るかについて、平素よりそのサービスのありかた全般に関し、監督官庁である通商産業省のご指導のもと、鋭意検討を重ねております。

特に、顧客に対するサービスの形態としての「請負」、「委任」、「派遣」については従来よりその明確な区分基準がなく、企業により考え方に差異があることが顧客及びメーカ並びにソフトウェアハウスの各々において様々な問題を提起している原因の一つにもなっていることは否めないところであります。

このため、我々二団体は、メーカとソフトウェアハウスの双方の立場を十分尊重し協調のもと、「請負又は委任」と「派遣」の判断基準を明確にし統一的に実施運用すべく「業界運用基準」を作成いたしました。

本基準の作成にあたりましては、メーカとソフトウェアハウスとが共同して顧客に対するサービスを行うケースが多々あるという実態を十分踏まえ、適切な契約形態のあり方についても検討を行い、又、関連して「請負」、「委任」、「派遣」の各々の契約パターンにおける基本的な契約条文の考え方についても熟考いたしております。

つきましては、下記の業界運用基準をご提示いたしますので、労働者 派遣法の運用に際し、何卒、ご高配賜わりたくここに要望するものであ ります。

記

業界運用基準

I. 「請負又は委任」と「派遣」の判断基準

- II. メーカとソフトウェアハウスの共同作業を伴う 契約形態
- Ⅲ. 情報処理サービス業務の契約パターンと考え方

ご連絡先 ・日本電子工業振興協会 電子計算機担当(古沢)

電話 433-1941 (直通)

・情報サービス産業協会 担当(山本)

電話 436-3938 (直通)

以 上

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び 派遣労働者の就業条件の整備等に関する 法律」に関する業界運用基準(案)

昭和61年 4月 日

社団法人 日本電子工業振興協会 社団法人 情報サービス産業協会

Ⅰ. 「請負又は委任」と「派遣」の判断基準

この基準は情報処理サーヒス産業における下記の特殊性に鑑み、「労働者派遣事業と請負事業との区分に関する労働省基準」だけでは実務上判断が難しい事項につき、「請負又は委任」と「派遣」との差異を明確にするためのものである。

尚、下記の「請負又は委任」条件の一部を満たしていないことのみをもって、すべて「派遣」に該当するものではなく、「労働者派遣事業と請負事業との区分に関する労働大臣告示」に基づき実態に則してケース・バイ・ケースで総合的に判断する必要がある。

記

<情報処理サービス産業の特殊性>

- 1. 発注者の業務を分析し、それに最適のシステムを設計・開発するため、発注者と受託者とで打合せを行いながら、試行錯誤を繰り返し、仕様を確認していく。
- 2. 発注者の保有するコンヒュータシステムに適合するフロクラム を開発するには同種のコンヒュータシステム上で開発する必要があるが、受託者が発注者と同種のコンヒュータシステムを持っているケース は少なく、発注者のシステムを使用するケース が多い。また、ホイレーション 即ちコンヒュータ室の運営は、受託者の専門技術、ノウハウを駆使し、発注者の事業所内のコンヒュータ、その他設備、資材を用いて業務を遂行するものである。
- 3. システムを開発するためには、発注者の重要な業務/ウハウを受託者に開示する必要があるが、この機密保持のため発注者の業務/ウハウを記載した書類の事業所外持出しを制限・禁止されるケース がある。 また、テータ の入出力については、業務の緊急性およびテータ の機密保持のため、発注者の事業所においてその設備等を用いて業務を遂行するケース がある。
- 4. 上記2により発注者のコンヒュータシステムを受託者に使用させる場合は、コンヒュータセキュリティの確保等の問題から、コンヒュータシステムにアクセスできる人間を確認し特定する必要がある。

<情報処理サーヒス産業における、「請負又は委任」と「派遣」の判断基準>

項目	請負又は委任	派遣
1.業務内容	請負とは、受託者が一定の業務を完成し、もてとは、受託者が一定が報酬を支払としるで表別として、対してが報酬の業がである。のであるには、のであるには、のであるには、は、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、	派遣労働者が選契、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では

項目	請負又は委任	派 遣
2.指揮命令 (1)業務遂行上 の指揮命令		派遣においては、派遣先 が派遣労働者に対し、直 接指揮命令をする。 (例)業務内容 業務分担 スケシュール等
	尚、責任者は受託業務について受託者の個々の従業員に対する仕事の分担、スクシュール管理等を責任をもって遂行できる者であれば必ずしも管理職である必要はなく、また、年齢その他の要件も問わない。	
	ただし、<特殊性1~3>の理由により次のようなケースがあっても、これのみをもって請負又は委任に該当しなくなるということはない。 ①発注者とスケシュール、進捗状況、仕様等の打合は流等を行い、また当該任者自身の性で受託者の個々の従業員も出席するケース。 ②責任者が必ずしもその作業場所に常駐していないケース。 ③受託者が発注者に作業進捗状況等を報告し、発注者が責任者に必要な依頼を行うケース。	
(2)身分上(労 動時時序の維 持・確保の ため) 指揮命令	従業員に必要やむを得ない範囲で、例外的に直接依頼を行うケース。 請負及び委任においては、受託者従業員は発注者から指揮命令を受けているわけではないので、受託者が自己の就業規則、服務規律、安全衛生規則等に基づき、直接指揮命令することを本質とする。	派遣においては、派遣先が派遣契約の枠内において派遣労働者を直接指揮命令する。この場合、派遣契約にお
1	ただし、次のようなケースがあっても、これのみをもって請負又は委任に該当しなくなるということはない。 ①作業効率化、建物・施設の安全衛生管理上の理由から、請負又は委任を行う事業主の業務処理の必要により発注者就業条件(休日、就業時間等)、服務規律、安全衛生規則等と同内容の条件を受託契約等で定め、これに基づき受託者が受託者従業員を指揮命令するケース。 ②発注者のケイムレコーダ、ケイムカードを利用するケース。	ける派遣労働者の就業条件を派遣先の諸規則におけると同内容とすることは差し支えない。
	(次頁に続く)	

項目	請負又は委任	派遣
(前頁続き)	③労働時間(勤怠)管理(始業終業の時刻、休憩時間、休日取得、欠勤、残業等)は受託者が行うが、統計的資料をとる必要等から発注者に対し実績時間報告を行うかって。 ④ 《特殊性3~4〉の理由等により、発注者事業所の機密保持上、または人退館管理上の数要性から、発注者指定の名札を付け、若しくは人退館証の交託者が安全衛生管理上、受託者従業員に発注者指定の衣服等を着用させるケース。	
3. 場 所	請負においては、受託者が自己の責任と負担で受託業務を処理する場所を3>の理由が本質であるが、<特殊性1~3>の理由により発注者が場所を提供する場合がある。の場所を発注者が場所を提供するときは、知知を発注者が提供するときになりによりに表別では、の場所を発達して、なりには、ないのでは、な	派遣においては、派遣契約において派遣就業場所として所在地、事業所名等を特定する。 等を特定する。 また、派遣先の指揮命令により就業するため、 遺先従業員と混在することも多い。
4. 対 価	請領に は、対るは、 、るより見積に にはして、るり見りすると にはして、るり見りない。 にはして、るり見りがなり、 のは、のがなり、こく にはいるがなりでは、 では、では、 では、 では、 では、 では、 では、 でででで、 でで、	派遣契約に従いその方式を自由に決定できる。 一般的には期間×人工単価が想定される。

項目	請負又は委任	派遣
5.コンピュータ、什器備品等	情報処理サービス業務を事業主自身の専門的技術及び経験に基づいて処理する場合については、発注者から機械・設備等を無償で提供を受けても請負又は委任である。特にコンヒュータについては、<特殊性2>の理由により発注者から提供を受ける必要性が高い。また、コンヒュータ室の運営については、その設備、資材等を用いて行うことが業務であるので問題は少ない。	派遣においては、コンヒュータ 什器備品等は、派遣先の 指揮命令に従い、すべて 派遣先のものを利用して 業務に従事しても問題は ない。
6.瑕疵担保責 任	請負においては、仕事の結果に瑕疵がある ときは、請負人はこれに対し補修、損害賠 償等の担保責任を負うが、契約でこれを制 限または排除することは可能である。 委任においては、善管注意義務をもって業 務処理をすれば良く、結果に対して瑕疵担 保責任はない。	派遣においては、派遣先 の指揮命令に従って派遣 先の業務をを処理すれば よく、結果に対する責任 を負わないのが一般であ るが、契約でこれを一部 変更することは可能であ る。

Ⅱ. メーカーとソフトハウスの共同作業を伴う契約形態

ユーサーがコンピュータシステムを構築するに際しては、通常、次のような契約を締結しハートウェア及びソフトウェアを調達するのが一般的である。

開発請負契約、委任契約又は派遣契約

(ユーサー自らが開発するケース もある)

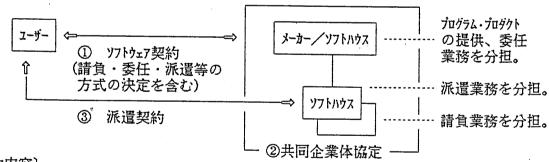
このうち、ユーサース・フロクラム 開発については、コンヒュータシステムの規模が大きくなるに連れて、単一のメーカーやソフトハウスのみでは対応できず、複数のメーカーとソフトハウスが共同して開発にあたるのが一般的である。

このように、メーカー・ソフトハウスが共同してソフトウェア開発を行う場合であって、派遣形態を伴う場合の契約形態には下記のような方式がある。

記

共同企業体方式

- 同一のコンヒュータシステム上で使用するソフトウェアは、一括管理の下に開発した方がシステムの品質、 信頼性等のシステム責任が明確になる等の理由により、ユーサーはソフトウェア開発を一括して発注 するケース が多い。
- しかし、前述のとおり単一のメーカーやソフトハウスでは対応しきれない場合には、メーカーとソフトハ ウスとが複数で共同企業体を作ることによりユーサーの要求を満たし、且つメーカー・ソフトハウスの 能力をカハー し合うケース がある。 この場合、ユーサーと派遣契約を締結し派遣業務を分担するソフトハウスを共同企業体構成員と し、且つ当該派遣業務の内容(業務内容、対価等)は、ユーサーと共同企業体の締結する 下図①のソフトウュア契約に包含されていることは支障ない。



(契約内容)

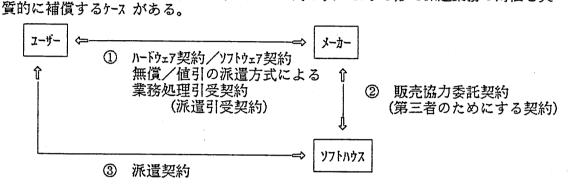
		·
1	ソフトウェア契約	ユーザーのコンピュータシステムにより、内容はガログテム・カロダクト 使用許諾契約、ユーザーズ・カログテム の開発契約(請負・委任・派遣等の方式の決定を含む)の全部または一部となる。尚、ソフトウェア開発の全体についての管理・調整も委託するときはその旨も明示する。
2	共同企業体協定	共同企業体構成員間における業務分担、それに対応した 売上分配や内部での責任分担等を取り決める。 尚、上記①の尚書における管理・調整業務が委託され、 一構成員が当該管理・調整業務を分担したときは、それ に応じた対価の売上分配を受ける。
3	派遣契約	労働者派遣法に基づく派遣契約を締結する。

〔留意事項〕労働者派遣法上この契約形態が違法とならないためには、①のソフトウェア契約において③の派遣契約の内容にたちいたって確定していないことが必要である。

【次の方式は、メーカー主体のシステム商談において発生し得る"無償/値引"というメーカー固有の問題に対応するための方式として考えられるものである。】

販売協力委託契約(第三者のためにする契約)方式

● ソフトウェア開発のうち派遣形態によるものについては、無形のサーヒスの形態であるため無償又は値引きの対象となるケース が多い。
そこで、派遣形態でソフトウェア開発を分担するソフトハウスは、直接ユーサーと派遣契約を締結したとしても、分担した業務に応じた対価の収入がない。このため、有償でハートウェア契約・ソフトウェア契約を締結したメーカーが、当該ソフトハウスに対し次のような形で派遣業務の対価を実



(契約内容)

1	ハードウェア契約/ソフトウェア契約 無償/値引の派遣引受契約	通常の契約(有償) 期間または総工数及び業務内容等、メーカーの費用負 負担額、ソフトハウスの履行能力が判別できる程度の内 容のみを取り決める。
2	販売協力委託契約 (第三者のためにする契約)	①の有償契約をユーサーから受注するために、メーカーが ソフトハウスに協力を委託する趣旨であり、その内容は 「ユーサーからソフトハウスに派遣の要求があったときは、 ユーサーとソフトハウス間で③の派遣契約を締結し、ユーサーの ためにユーサーから対価を受けずに、派遣業務を履行することを委託する」もので、第三者のためにする契約に該当する。 この補償としてメーカーはソフトハウスに対し、派遣業務に対応した対価を支払う。
3	派遣契約	労働者派遣法に基づく派遣契約であり、①の無償 /値引の派遣引受契約の範囲内で、実質的な派遣 契約の内容を確定して締結する。

「留意事項」労働者派遣法上この契約形態が違法とならないためには、①の無償/値引派遣の引受契約において、メーカーの費用負担額、ソフトハウスの履行能力が判別できる程度以上の実質的な③の派遣契約の内容を確定していないことが必要である。

III. 情報処理リービス業務の契約パターンと考え方

●情報処理リービス業務の契約の内容は次のとおりが一ン化される。尚、これは典型的な例であり、個々の契約では実態に応じて適切に約定することとなる。

区分	業務遂行の形態	契	約 内	容	対価の算定の考え方	顧客の検査	瑕疵担保責任	例
委任		委任し、諸して、善語を表して、	が一定の業務、受託者がことでででできませる。	れを承 に従を きる。	契約金額=工数×単価 注1:工数とは作業量をいい、 人月、人日、人時などで 表す。 注2:工数は、予め総工数を契 治する場合と、実績工数 による場合とがある。 注3:業務の完成とは直接によって対価が定まる。	なし。 注:但し対価を算定 するため、工数 の確認は行う。	なし。	● <u>システム・エンジニアリング</u> <u>業務委託契約書(A)</u> ① X X X システム分析に関する るコンサルテーション ②工数×単価、期間
		し、その	が一定の業務 の結果に対し 酬を支払う。		1.総金額による契約 契約金額=完成した業務の 結果への対価 =一括金額 (総工数×単価で算定する場合 更に実績工数で清算する場合 もあり得る。)	成果物の検査合格	成果物の検査合格後 一定期間	
請負					2. 実績工数による契約 業務内容は特定しているが工数が十分に把握できない場合、総金額が予め決められないため、次のとおり契約する。 契約金額=実績工数×単価 注:請負である以上対価は単に従事るとは限らず、集合とは限らず、業務の完成が場合、別途協議の余地が残る。	業務の完成検査合格 注1:最終成的なななない。 最終成別にののは、 工行務では、 工行務でするである。 注2:約である。 対して、 対して、 対して、 対して、 対して、 対して、 対して、 対して、 がして、 はなる。 にな。 になる。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな	業務の完成検査合格 後一定期間	● <u>9ステム・エンジニアリング</u> 作業請負契約書(B) ① X X X システム設計に関する ○○作業 ②工数×単価、期間
派遣	「派遣」として関係 法令を満たす。	働者と 且つ、 受けて 従事さ	は業務の完成	の下に i命令を ために	契約金額三派置労働者の派遣工数×単価注:派遣工数は予め総派遣工数を契約する場合と実績派遣工数による場合とがある	なし。 注:対価を確定する ため、派遣工数 の確認は行う。	なし。	● 派遣契約書(C) ①XXXシステムの開発業務 ②派遣工数×単価、期間